



令和5年12月19日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和5年12月19日付けで、国土交通大臣から国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、令和5年12月18日付けで、関東地方整備局長及び近畿地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、確認検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（担当者）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 椎木、武田

電話：03-5253-8111

1. ハウスプラス確認検査株式会社（国土交通大臣指定第9号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和6年1月15日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

埼玉県内3件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法第29条第1項の規定に適合しない（市街化区域内において許可を要する規模の開発行為をしようとしていたため、都道府県知事の許可を受けなければならないにもかかわらず、当該許可を受けていない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 串原 昭夫（登録番号:第300007号）

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止10日(令和6年1月11日から令和6年1月20日まで)

2. 株式会社住宅性能評価センター（国土交通大臣指定第14号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和6年1月15日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第43条第3項に基づく横浜市建築基準条例第4条の2第2項の規定に適合しない（延

べ面積が1000㎡を超える建築物の敷地は、同項に規定する道路との関係に適合する必要があるが、これに適合しない) ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 峯岸 一（登録番号:第 3002104 号）

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 10 日(令和6年1月 11 日から令和6年1月 20 日まで)

3. 一般財団法人日本建築総合試験所（国土交通大臣指定第 4 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和6年1月15日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

大阪府内1件及び京都府内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第36条に基づく同法施行令第112条第11項の規定に適合しない（主要構造部を準耐火構造とした建築物であって、3階以上の階に居室を有するものの縦穴部分については、当該縦穴部分以外の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の二口に規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない) ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 小川 哲也（登録番号:第 6000207 号）

処分権者 近畿地方整備局長

処分内容 業務禁止2月 20 日(令和6年1月 11 日から令和6年3月 30 日まで)